

平成21年度 中土佐町教育行政方針

基本的な考え

我が国の教育はその時々時代の要請に対応できる人材の育成を目指しています。今日、教育を取り巻く情勢は、新教育基本法の改正に伴う様々な法改正により教育委員会の自己点検評価や学校評価、新たな職の設置など、教育行政にも大きな変革が生じています。

そこで本年度は、中土佐町教育行政方針の基本として、平成19年に中土佐町総合振興計画が作成された中に、「豊かな心を育てる教育・文化のまちづくり」、が掲げられていることから、21世紀を心豊かに生きていける子どもたちを育てる教育の確立を目指し、わが町に育つ子どもたちのために、各種の教育行政を進めていきます。

学校教育においては、将来を担う子ども一人ひとりが、社会の変化に対応することができる英知や技能、人や自然等への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための体力、気力等が培えるように、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に全力を傾注してまいります。

そのために、高知県教育委員会が平成20年7月に作成した、学ぶ力を育み心に寄り添う緊急プラン「学力向上・いじめ問題等対策計画」の5つの改革（1学校・学級改革 2教員指導力改革 3幼児教育改革 4心の教育改革 5放課後改革）に県教育委員会と連携・協力して取り組むとともに、これまで継続実施している標準学力検査の実施に加え、全国学力・学習状況調査等の結果を分析、把握し、個に応じた指導や教職員の指導工夫改善のために最大限活用することで、子どもたちに分かる授業の実施、基礎学力の定着と学力向上・教職員の資質及び指導力の向上に懸命に取り組む、子どもたちを主人公とした学校づくりを進めていきます。

教育委員会においては、今年度も、最重要施策に学校教育を位置づけ、21世紀を心豊かに生きていける子どもたちを育てる教育の確立を目指し、わが町に育つ子どもたちのために、各種の教育行政を進めていきます。

生涯学習においては、近年、私たちを取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化し、人々の意識や価値観も一段と多様化しています。また日常生活には物があふれ、何でも簡単に手に入る豊かな社会になった反面、人間関係の希薄化や心の荒廃が浮き彫りになり、重大な事件や犯罪が相次いでいます。そうした中、心豊かな人間育成を進めるためには、「生涯学習」の果たす役割はますます重要なものとなっています。

今後においても、文化や風土を大切にしながら地域との交流を深め、新しいまちづくりに向けて、住民自らの手で住みよいまちづくりが展開できるよう生涯学習を積極的に進めていきます。

1 学校教育の重点目標

(方 針)

中土佐町の将来を担う子ども一人ひとりが、社会の変化に対応することのできる英知や技能、人や自然等への優しさ、創造力豊かな感性、たくましく生きるための体力、気力等が培えるように、「知・徳・体」の調和のとれた人間の育成に全力を傾注してまいります。

そのために、高知県教育委員会が平成20年7月に作成した、学ぶ力を育み心に寄り添う緊急プラン「学力向上・いじめ問題等対策計画」に掲げてある5つの改革（1 学校・学級改革 2 教員指導力改革 3 幼児教育改革 4 心の教育改革 5 放課後改革）に県教育委員会と連携・協力して取り組むとともに、これまで継続実施してきた標準学力検査に加え、全国学力・学習状況調査等の結果を分析把握し、個に応じた指導や教職員の指導工夫改善のために、その結果を最大限に活用して、子どもたちに分かる授業の実施、基礎学力の定着と学力向上・教職員の資質及び指導力の向上に懸命に取り組み、子どもたちを主人公とした学校づくりを進めていきます。

(方 策)

中土佐町の子どもたちが心豊かでたくましく生きる力を育むために、次の重点目標に力を入れて取り組みます。

(重点目標)

- (1) 基礎学力の定着と学力・体力の向上
- (2) 基本的な生活習慣と食育教育
- (3) 保小中連携教育の推進
- (4) 安全教育の推進
- (5) 児童生徒支援の推進
- (6) 特別支援教育の充実と推進
- (7) 豊かな心を育む教育の推進
- (8) 教職員の資質・指導力の向上
- (9) 学校再編の検討と取組
- (10) 複式教育の充実
- (11) 放課後子どもプランの推進
- (12) 就学前保育・教育の充実
- (13) 義務教育施設整備の充実

(1) 基礎学力の定着と学力・体力の向上

- ① 保育所・学校は、生きる力の基盤となる知・徳・体の調和の取れた幼児・児童、生徒の育成をめざし、保育所・小学校・中学校までの15年間を見通し発達段階に応じた連携教育を推進します。
- ② 学校は基礎学力の定着と学力向上を図るために、児童生徒の学力や学習状況の実態

把握に努めるとともに、学校全体で授業の工夫改善や研究等の推進を図ります。

- ③ 家庭学習の充実を図るために、学校においては各校の課題に応じて、家庭学習につながる授業づくりを進めてもらうとともに、家庭においては基本的な生活習慣や生活リズムを身につけさせるよう、学校、家庭が連携をとりながら、家庭学習が定着するように取り組みを進めます。

（２）基本的な生活習慣と食育教育

学力向上に向けて、子どもたちに規則正しい生活習慣や基本的な学習習慣を身につけさせるために、家庭と学校が連携してその取り組みを推進します。

偏食、朝食欠食など、子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増大など健康面の問題解決のために栄養教諭が中心となり、学校、家庭、地域が連携して子どもに望ましい食習慣を身につけさせるよう、学校における食育教育を推進します。

（３）保小中連携教育の推進

保小中連携教育については、小中学校に保育所を加え、保育所から小学校、中学校へとスムーズに移行するために、中土佐町保小中連絡協議会を組織して、その下部組織に中学校区別に保小中連絡会をつくり、保育、小学校、中学校の連携教育の現状や取り組み等の情報交換をするとともに、中土佐町としての教育課題を明らかにし、保育所から中学校までの１５年間を見通し連携した教育を推進します。

（４）安全教育の推進

児童生徒が地震津波、火災などの災害や不審者等に対して安全な行動や生活ができる能力を育成する安全教育の一層の充実を図るとともに、事故や災害が発生した場合に備えた危機管理体制の充実を図ります。

（５）児童生徒支援の推進

中土佐町における不登校傾向あるいは不登校の児童生徒への支援のために個に応じた対応を、学校教育の重要課題の一つとして位置づけ、児童生徒の健全育成及び豊かな心を育むためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談等の相談体制を充実させるとともに学校と家庭との連携を強め個々の事例に応じた適切な対応できる体制づくりを推進します。

（６）特別支援教育の充実と推進

通常の学級に在籍するＬＤ（学習障害）、ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害を含む障害のある子どもたち一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、特別支援教育の充実を進めます。

保育所や保健関係機関との連携により、早期からの教育相談体制の充実や特別支援教育担当の専門性や指導力の向上に取り組めます。

（７）豊かな心を育む教育の推進

いじめや不登校などが多様化・深刻化する中、子どもたちの悩みに対応し、豊かな心の育成と健やかな体づくりとの一体的に取り組むとともに、人として身につけておかなければならない道徳心や相手を尊重する心を育てるなどの道徳教育や人権教育を進めます。

（８）教職員の資質・指導力の向上

教育は人なりといわれますが、学校が教育機能を十分に発揮できるかどうかは、教職員の資質・指導力によるところが大きいと考えます。そこで、中土佐町では、専門職として

の知識や能力、教育への情熱をもった人材の育成を進めます。

（９）学校再編の検討と取組

児童の減少が顕著となり、子どもたちを取り巻く教育環境と学校の在り方、子どもにとっての教育効果を考えて、２０年度末をもって、矢井賀小学校及び大野見北小学校の２校が休校となりました。数年後には、児童数が１０人未満となることが予想される学校もあり、教育委員会としては、少子化を見据えた適正な規模での学校運営ができる取り組みを進めて行きます。

（１０）複式教育の充実

町内の学校に複式学級が増えつつある現状を踏まえ、複式学級の効果的な学習と指導力の充実に向け、交流学习や複式授業の研究等を進め、複式教育の充実を図ります。

（１１）放課後子どもプランの推進

労働等により保護者が昼間家庭にいない小学校１年生から３年生の児童を対象に、毎月保育目標を設定し、安心して過ごせる場所を提供し、遊びを主とした集団生活を通じ子どもの健全育成を図るため「放課後児童クラブ」の推進に努めます。また、放課後子ども教室を実施し、放課後や週末に地域住民の協力を得て様々な体験活動、ボランティア活動、文化活動などをおこない子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを進めます。

２１年度は、久礼地区放課後児童クラブの新規建設と老朽著しい大野見地区の放課後児童クラブの建て替えを実施します。

（１２）就学前保育・教育の充実

保育所は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であるが、所管が教育委員会にあることから、学校教育の一部として位置づけ、保育所・小学校・中学校の１５年間を見通し発達段階に応じた連携教育を推進することとし、保育所を就学前教育と位置づけ、子どもたちに、食事・睡眠・遊びなどの生活リズムが適切におこなわれるよう規則正しい生活習慣を身につけさせます。また、保育士の園内研修への取組みの支援を行うとともに、経験年数に応じ研修等による保育士の資質と専門性を高める取組みを進めます。

（１３）義務教育施設整備の充実

平成１９年度に実施した耐震診断を基本にし、老朽化が著しい久礼中学校の校舎及び屋内運動場の改築を平成２１年度から進めるとともに、その他の小中学校の校舎についても、耐震補強工事の実施に向けた取り組みを進めます。

また、子ども達の学習環境の整備や学校の安全を目指した学校施設の改修に努めます。

2 生涯学習の重点目標

(方 針)

近年、私たちを取り巻く社会情勢はめまぐるしく変化し、人々の意識や価値観も一段と多様化しています。また日常生活には物があふれ、何でも簡単に手に入る豊かな社会になった反面、人間関係の希薄化や心の荒廃が浮き彫りになり、重大な事件や犯罪が相次いで発生しています。そうした中、心豊かな人間育成を進めるためには、「生涯学習」の果たす役割はますます重要なものとなっています。

今後においては、文化や風土を大切にしながら地域の交流を深め、新しいまちづくりに向けて、住民自らの手で住みよいまちづくりが展開できるよう生涯学習を積極的に推進します。

(重点目標)

- (1) 生涯学習の充実と推進
- (2) 社会教育団体の育成
- (3) 文化の振興
- (4) 文化財保護の活動推進
- (5) 町史の編さん
- (6) 青年の家・公民館活動の充実
- (7) 子育て支援の推進
- (8) 生涯スポーツの振興
- (9) 人権学習の推進（人権啓発センター）
- (10) 少年補導育成センターの活動
- (11) 男女共同参画社会の推進

(方 策)

(1) 生涯学習の充実と推進

- ① 子どもから高齢者まで、全ての住民が「だれでも、いつでも、どこでも」学習ができる環境の整備に取り組みます。
- ② 指導者及び活動リーダーの確保と育成を図ります。
- ③ 小中学校の施設の開放をはじめ、公民館、青年の家、図書館、美術館及び集会所の有効利用を進めます。
- ④ 旧須崎高等学校久礼分校の有効利用を図ります。
- ⑤ 高知大学の公開講座の開設を進めます。
- ⑥ 住民の学習活動の充実に資する資料及び情報の充実に努めます。
- ⑦ 住民自らが企画立案し実践できる学習の機会の場づくりを支援します。
- ⑧ インターネットを利用した情報社会に対応するために、パソコン教室の開催を進めます。

(2) 社会教育団体の育成

- ① 青少年、女性、高齢者等の社会教育団体組織の強化及び学習活動の活性化を図ります。
- ② ボランティア活動に積極的に参加し、団体内及び団体間の相互理解や連携を図ります。
- ③ P T A活動の活性化を促すため、学習の機会等を設けその充実強化を図ります。

(3) 文化の振興

文化推進協議会や文化サークルをはじめ、文化団体の育成と連携により、ふるさと文化の創造と地域に根ざした芸術、文化、恒例行事、民俗芸能の振興を図ります。

文化発表会・生涯学習フォーラム・美術展の開催をはじめ、文化サークルなどによる展示、発表会を奨励します。

(4) 文化財保護の活動推進

本町では、歴史的文化財が多く残され伝承されているが、高齢化が進み、その継承に向けた取り組みが必要になっています。文化財については、引き続き保存・保護に努め、文化財愛護思想の普及と住民に公開できる施設整備を進めるとともに文化の創造と地域に根ざした恒例行事、民俗芸能の継承を推進していくことで、情操を培い、地域の有形、無形の文化財、伝統的資料などの保全、継承のため、必要な施設の整備を図ります。

(5) 町史の編さん

町史の編さんは時代の進展に伴い、歴史的文献などの資料は散逸のおそれがあり、住民の中で培われてきた伝統文化などについても、継承・保存を図っていくことが急務となっており、「中土佐町誌」発行は20年度初期に内容の検討、20年から調査・執筆（22年3月までに終了）、22年度発行と3年計画で編纂し、(A判4サイズ、約800頁)を発行します。

(6) 青年の家・公民館活動の充実

- ① 子どもから高齢者まで、地域住民がいつでも利用できる生涯学習の拠点施設としての充実を図ります。
- ② 婦人・高齢者・文化サークル活動の支援と活性化を図ります。

(7) 子育て支援の推進

- ① 保護者の経済的負担を軽減するために子育て支援金（第3子以降の就学前まで）の支給、保育所入所者全世帯の保育料の軽減を継続して実施します。
- ② 入園前の幼児や保護者を対象に久礼保育所施設内の子育て支援センターにおいて家庭での保育が困難になった場合に一時的に預かる一時保育や、保護者に対しての育児相談や育児サークル等を実施します。
- ③ 共働きの家庭や母子・父子家庭の小学生を対象に、放課後の生活を守るために、学童保育を3カ所（大野見・久礼・上ノ加江）で開設し、運営を支援します。

(8) 生涯スポーツの振興

町民一人ひとりが、生涯の各時期においてスポーツに親しめる環境づくりを促進します。スポーツクラブ(少年野球・少年サッカー・スカッシュバレーボール・など10種目)や、体育会(少年ソフトボール・バレーボールなど)そして高齢者のゲートボール、グラウンドゴルフ等の大会を中心に、さまざまなイベントを行政が主体となって行います。

今後は、地域の実情に見合った生涯スポーツの組織化を図るための拠点づくりを推進します。

- ① 体育会及び総合型地域スポーツクラブと連携し、指導者の育成・確保を図ります。

- ② 青少年の健全育成のうえでも、地域間交流の促進は重要であり、体育会及び総合型地域スポーツクラブとの協力体制づくりを進めます。
- ③ 小中学校の屋内運動場及び旧久礼分校体育館及びプールを社会体育施設に活用します。

（９）人権学習の推進（人権啓発センター）

全ての町民が、平等な機会やサービスを享受し、互いに協力して地域の発展をめざすことのできる社会を実現するためには、互いの人権を尊重することが大切です。

- ① 中土佐町人権尊重まちづくり条例「人権尊重基本計画」に基づき、同和問題をはじめ幅広い人権課題について、人権教育・啓発活動を推進します。
- ② 中土佐町職員や住民を対象とした講演会を開催し人権尊重のまちづくりを推進します。
- ③ 中土佐町人権教育推進協議会の総会や夏期講座、集約大会の開催に協力し、講演会等を通じて会員への人権意識の高揚を図ります。

（１０）少年補導育成センターの活動

２１世紀を担う子どもたちの健全育成は、学校、家庭、地域の三者が一体となって生徒指導を積極的にすすめる必要があります。最近では、少年による凶悪・粗暴な犯罪が多様化・深刻化・複雑化し、大きな社会問題となっています。

増加する少年犯罪や非行など子どもたちの問題行動をなくするためには、まず子ども達が安心して学び育つ環境を整えることや、保護者はもとより、学校でのきめ細かな指導、ＰＴＡや地域、青少年補導育成センター、警察等との連携を密にして児童生徒の健全育成に努めます。

（１１）男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにし、男女が性別にかかわらず、認め合い助け合って、その個性と能力を発揮するために、男女共同参画の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するとともに、男女共同参画社会の実現を図ります。